

【指名停止・一覧表】

指名停止措置状況										
※1表中「事業団又はその他の別」において、「事業団」とは事業団の事業に直接起因して指名停止措置を行った場合をいい、「その他」とはそれ以外の場合をいう。 ※2表中「指名停止等取扱要領の該当条項」とは「工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について（昭和59年7月2日付け経発第13号）」の別表第1及び別表第2に定める措置要件のうちの該当条項をいう。 【問合せ先】経営企画部調査役（契約）03-6361-7863										
業者コード	業者名	本店所在地	事業団又はその他の別	事実概要等	指名停止期間		指名停止措置対象区域	指名停止等取扱要領の該当条項	対応国交省機関	
49525	(有)外谷建設	長野県	その他	当該事業者は、令和6年1月4日、経営事項審査において、除雪業務の売上高を土木一式工事の完成工事高に含める虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、長野県知事から監督処分（営業停止45日間）を受けた。	R6.4.1	～ R6.6.30	3箇月	北陸地域 関東地域 中部地域	別表第2第9号（建設業法違反行為）	北陸地整 関東地整 中部地整
35508	今泉設備(株)	新潟県	その他	当該事業者及び当該事業者の代表取締役は、新潟県長岡市発注の中央図書館トイレ等改修設備工事の元請負人であるが、令和5年6月5日、当該工事における作業とは直接関係のないマンホール内で、作業員2名が死亡する工事関係者事故を発生させた。このことについて、酸素欠乏危険作業に労働者を就かせるとき、酸素欠乏による健康障害を防止するための特別教育を行わなかったとして、労働安全衛生法違反により、長岡簡易裁判所から罰金刑を受け、令和5年10月24日にその刑が確定した。	R6.4.1	～ R6.5.31	2箇月	北陸地域	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	北陸地整
13495	竹内建設(株)	千葉県	その他	当該事業者の代表取締役は、令和5年4～10月ごろ、千葉県北千葉道路建設事務所の発注工事の入札をめぐる、同事務所長が工事の入札情報を漏らした謝礼として、複数回にわたり現金計約20万円や計40万円相当の接待をした疑いがあるとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。	R6.4.1	～ R6.6.30	3箇月	全国	別表第2第2号（贈賄）イ	関東地整、 官庁営繕部
22817	(株)清水	和歌山県	その他	当該事業者の代表取締役は、和歌山県日高川町が発注した橋の補修工事の指名競争入札で、同町建設課長より最低制限価格に関する情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年2月1日、公契約関係競争入札妨害の疑いで和歌山県警に逮捕された。	R6.4.1	～ R6.6.30	3箇月	全国	別表第2第6号（公契約関係競争売委妨害又は談合）イ	近畿地整
34579	(有)松本建設	福岡県	その他	当該事業者は、福岡県発注工事において、同社の主任技術者が地上約6mの高さから転落、負傷し、4日以上休業する事故が発生していたにもかかわらず、所轄の久留米労働基準監督署長に法令が定める報告書を提出しなかった。これにより、同社及び同社代表者に対し、福岡簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金20万円の略式命令があり、令和5年12月12日、その刑が確定した。	R6.4.1	～ R6.4.30	1箇月	九州地域	別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）	九州地整
2200	(株)岩村組	新潟県	その他	当該事業者の元常務取締役及び元顧問は、新潟県新発田地域振興局発注の「松浦地区区画整理第33次工事」の入札を巡り、公正な入札を妨害したとして、令和5年9月20日、公契約関係競争入札妨害容疑で新潟県警に逮捕され、また、元顧問は同振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関しても、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、同容疑で再逮捕されたことから指名停止を行ったところ、その後の公判において、元顧問は上記両工事の入札談合に中心的な役割をもって関与していたことが明らかとなった。	変更前R6.1.4 ～ 変更後R6.1.4	変更前R6.4.3 ～ 変更後R6.5.3	変更前3月、変更後4箇月	北陸地域	別表第2第9号（建設業法違反行為）及び「独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の機関の特例」第5第五号	北陸地整